

令和7年8月1日

国費受入額の不足事案に係る懲戒処分について

令和6年度における長与町新規就農者育成総合対策事業補助金の交付事業について、長崎県就農準備資金・経営開始資金事業費補助金（財源は国費）を財源として実施しておりましたが、職員の不適切な事務処理により受入額に不足（1,500,000円）を生じさせ、町財政に損失を与えました。また、本件における長崎県への申請手続において、県からの文書を未収受、未起案のまま施行するなど、公文書の不適正な取扱いも確認されました。

町民の皆様の信頼を損ねる行為であり、深くお詫び申し上げますとともに、事案を起こした職員及び管理監督者に対して、懲戒処分を行いましたので公表します。

1 事案の概要

（1）事案を起こした職員

産業振興課（管理職） 男性（50歳代）

（2）事案発覚時期

令和7年4月21日

（3）概要

担当職員は、長崎県就農準備資金・経営開始資金事業費補助金の交付要件である長与町から対象者への資金交付期限（令和7年3月末日）を超過して対象者に交付したことにより、国庫補助の対象外となったことで受入額に不足を生じさせた。また、当該申請手続の過程において、長崎県からの文書を未収受、未起案のまま施行するなど、公文書の不適正な取扱いが発覚した。

2 処分

（1）処分内容：減給（1/10）2月

（2）処分年月日：令和7年7月28日

（3）その他

担当職員に対する管理監督及び指導が不十分であった責任を問うため、次の職員に対して、懲戒処分を行った。

産業振興課（管理職（当時）） 男性（60歳代）：戒告

産業振興課（管理職） 男性（40歳代）：減給（1/10）1月

3 再発防止策

今後、補助金等の受入れに係る申請手続、交付要件等については、複数名による

確認を行い、手続に遗漏が生じないよう万全を期します。また、受信したメールや受け取った文書等がもれなく供覧に付されているか及び手続の進捗状況の把握を複数名で行うことにより、公文書が不適正に取り扱われることがないよう万全を期し、町の信頼回復に取り組んでまいります。

【本件に関する問い合わせ】

長与町役場 TEL095-883-1111

○事案関係：建設産業部産業振興課農林水産係

○処分関係：総務部総務課総務人事係